

申立人2名が定期的に滞在していた避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の実家に保管されていた同申立人ら所有に係る家財について、同実家に居住する他の申立人らの家財に係る財物賠償(東京電力の直接請求における世帯人数及び家族構成に応じた定型賠償)とは別に、賠償された事例。

1307-1

和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1(以下、「申立人1」という。)、同X2(以下、「申立人2」という。)、同X3(以下、「申立人3」という。))及び同X4(以下、「申立人4」という。)、申立人1～申立人4を総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。))は、次のとおり和解する。

1 申立人1について

(1) 和解の範囲

申立人1と被申立人は、本件に関し、申立人1と被申立人との間に争いのない(別紙1)記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人1に対し、1(1)所定の損害項目及び期間についての和解金として、8871万2833円の支払い義務があることを認める。

(3) 支払方法

(省略)

2 申立人2について

(1) 和解の範囲

申立人2と被申立人は、本件に関し、申立人2と被申立人との間に争いのない(別紙2)記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人2に対し、2(1)所定の損害項目及び期間についての和解金として、489万5000円の支払い義務があることを認める。

(3) 支払方法

(省略)

3 申立人3について

(1) 和解の範囲

申立人3と被申立人は、本件に関し、申立人3と被申立人との間に争いのない(別紙3)記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人3に対し、3(1)所定の損害項目及び期間について

の和解金として、489万5000円の支払い義務があることを認める。

(3) 支払方法

(省略)

4 申立人4について

(1) 和解の範囲

申立人4と被申立人は、本件に関し、申立人4と被申立人との間に争いのない(別紙4)記載の損害項目及び期間について一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

(2) 和解金額

被申立人は、申立人4に対し、4(1)所定の損害項目及び期間についての和解金として、1149万1496円の支払い義務があることを認める。

(3) 支払方法

(省略)

5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

(以下、余白)

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年6月21日

(仲介委員 鈴木由美)

(別紙1)

申立人 X1について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)	平成25年6月1日～平成30年3月31日	25,000円	交通費
避難費用	平成26年12月1日～平成27年12月31日	390,000円	家賃
一時立入費用	平成25年6月1日～平成30年3月31日	870,000円	
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成26年12月1日～平成30年3月31日	4,000,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			

不動産の財物損害		90,816,997 円	土地:17,811,436 円 建物:73,005,561 円
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		96,101,997 円	

未精算の仮払補償金(②)	7,389,164 円
支払額(①-②)	88,712,833 円

(別紙2)

申立人 X 2 について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)	平成 25 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	25,000 円	交通費
避難費用			
一時立入費用	平成 25 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	870,000 円	
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 26 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	4,000,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		4,895,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	4,895,000 円

(別紙3)

申立人 X 3 について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)	平成 25 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	25,000 円	交通費
避難費用			
一時立入費用	平成 25 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	870,000 円	
帰宅費用			

生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成 26 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	4,000,000 円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		4,895,000 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	4,895,000 円

(別紙 4)

申立人 X 4 について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)			
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害		11,491,496 円	土地:11,264,250 円 建物: 227,246 円
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		11,491,496 円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	11,491,496 円

申立人2名が定期的に滞在していた避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)所在の実家に保管されていた同申立人ら所有に係る家財について、同実家に居住する他の申立人らの家財に係る財物賠償(東京電力の直接請求における世帯人数及び家族構成に応じた定型賠償)とは別に、賠償された事例。

1307-2

(全部) 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1、X2、X3、X4、X5及びX6(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1記載のとおり前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1億5717万5585円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、合計1億1833万9669円を支払い済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙1記載の損害項目(別紙1記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対して別途請求しない。
- (3) 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

6 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙1記載の損害項目の財物について、仮に本和解

による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

(以下、余白)

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年9月13日

(仲介委員 鈴木由美)

事件番号 H〇〇-〇

(別紙1)

X 1 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	避難・帰宅等にかかる費用相当額	895,000	【対象期間】H25.6.1~H30.3.31
避難費用	家賃	1,170,000	【対象期間】H26.12.1~H28.10.31
施設入居費用		550,000	【対象期間】H27.2.1~H29.2.28
施設までの交通費		41,280	【対象期間】H27.2.4~H28.10.6
財物損害(不動産)	(別紙2)物件目録(省略)第1記載の 番号1~番号4の土地	22,521,132	
	(別紙2)物件目録(省略)第2記載の 番号1~番号8の建物	89,103,748	
就労不能損害		3,850,000	【対象期間】H26.4.1~H27.2.28
精神的損害	避難慰謝料	4,000,000	【対象期間】H26.12.1~H30.3.31
	増額分	1,920,000	【対象期間】H26.12.1~H29.7.31
弁護士費用		3,721,535	
合計		127,772,695	

X 2 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	帰宅・避難等にかかる費用相当額	895,000	【対象期間】H25.6.1~H30.3.31
就労不能損害		555,000	【対象期間】H26.4.1~H27.2.28
精神的損害	避難慰謝料	4,000,000	【対象期間】H26.12.1~H30.3.31
	増額分	1,920,000	【対象期間】H26.12.1~H29.7.31
弁護士費用		220,950	
合計		7,585,950	

X 3 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
その他実費等	帰宅・避難等にかかる費用相当額	895,000	【対象期間】 H25. 6. 1～H30. 3. 31
精神的損害	避難慰謝料	4,000,000	【対象期間】 H26. 12. 1～H30. 3. 31
	増額分	1,920,000	【対象期間】 H26. 12. 1～H29. 7. 31
弁護士費用		204,450	

合計 7,019,450

X4 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
財物損害(不動産)	(別紙2)物件目録(省略)第1記載の 番号5～番号8の土地	13,517,100	
	(別紙2)物件目録(省略)第2記載の 番号9の建物	272,695	
弁護士費用		413,694	

合計 14,203,489

X 5 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
財物損害	家財	417,000	
弁護士費用		12,510	

合計 429,510

X 6 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
財物損害	家財	159,700	
弁護士費用		4,791	

合計 164,491

和解金合計 157,175,585